

公の施設の広域利用促進キャンペーン（スタンプラリー）実施要領

1 趣旨

県央地域9市町村内（水戸市、笠間市、ひたちなか市、那珂市、小美玉市、茨城町、大洗町、城里町、東海村）における体育施設や図書館などの公の施設の広域利用を促進するため、県央地域内の異なる市町村の施設を利用し、スタンプを2個集めることで景品と交換できるスタンプラリーを実施します。

2 開催期間 : 令和2年8月1日（土）から令和3年3月31日（火）まで（8か月間）

3 実施主体 : 茨城県央地域定住自立圏構成9市町村 （水戸市、笠間市、ひたちなか市、那珂市、小美玉市、茨城町、大洗町、城里町、東海村）

4 対象施設 : 「広域利用施設ガイド」に記載の施設のうち赤★印の付いた施設（92施設）

5 実施方法

- ・スタンプラリー参加者は、対象施設等で配布する「広域利用施設ガイド」（以下、「ガイド」という。）を入手します。

- ※ガイドは無くなり次第配布を終了します。

- ・利用した施設の係員にガイドを渡し、スタンプ1つめの押印欄に、市町村のスタンプを押印してもらいます。

- ・1つめの施設とは異なる市町村の施設を利用し、施設の係員にガイドのスタンプ2つめの押印欄に市町村のスタンプを押印してもらいます。

- ※1つめと同じ市町村の施設を利用した場合、2つめのスタンプは押印されません。

- ・スタンプ2つめに押印してもらえると、その場で景品がもらえます。

- ※景品の数には限りがあります。

6 スタンプラリー参加人数の報告

- ・各施設から報告が来た参加人数を翌月10日までに水戸市政策企画課広域行政室宛てメールにて報告してください。

- なお、報告様式については昨年度と同様のものを引き続き使用してください。ただし、今回から新たにスタンプラリーの対象となった施設については所管する市町村の担当部署へ別途送付します。

7 留意事項

- ・市町村スタンプ、スタンプ台、景品は昨年度のものを引き続き使用してください。

- ※今年度から新たにスタンプラリーの対象となった施設については、スタンプ及びスタンプ台は新しいものを配布します。景品については、お手数ですが、各市町村内で調整をお願いします。

- ・景品が無くなった場合は各市町村内の施設間で調整をするか、各市町村のノベルティ等で代替してください。

問い合わせ先

	市町村名	担当部署名	電話
1	水戸市	市長公室 政策企画課 広域行政室	029-232-9106 (直通)
2	笠間市	市長公室 企画政策課 企画政策グループ	0296-77-1101 (内線 557)
3	ひたちなか市	企画部 企画調整課	029-273-0111 (内線 1314)
4	那珂市	企画部 政策企画課 政策企画グループ	029-298-1111 (内線 435・436)
5	小美玉市	市長公室 秘書政策課 政策推進係	0299-48-1111 (内線 1211)
6	茨城町	町長公室 地域政策課	029-215-8003 (内線 231)
7	大洗町	まちづくり推進課 地域振興係	029-267-5111 (内線 214)
8	城里町	まちづくり戦略課	029-288-3111 (内線 227)
9	東海村	企画総務部 企画経営課	029-282-1711 (内線 1337)

公の施設の広域利用促進キャンペーン（スタンプラリー）実施マニュアル（対象施設用）

- 1 開催期間 : 令和2年8月1日（土）から令和3年3月31日（火）まで（8か月間）
- 2 配布物 : 広域利用施設ガイド
- 3 対象施設 : 「広域利用施設ガイド」に記載の施設のうち赤★印の付いた施設（92施設）

4 実施手順

（1回目の利用）

・ガイド持参の方が施設を利用した際、ガイドの「スタンプ1つめ」の欄に、市町村スタンプを押印し、利用者に返却する。

（2回目の利用）

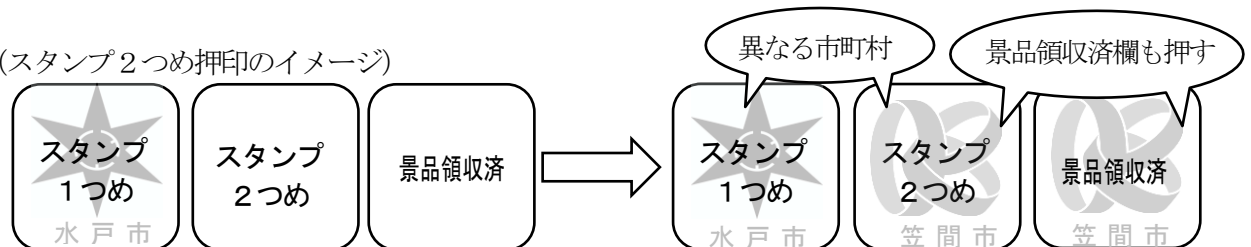
・ガイド持参の方が施設を利用した際、ガイドの「スタンプ1つめ」の押印をチェックし、今回利用した施設と異なる市町村であることを確認したうえで、「スタンプ2つめ」の欄に市町村スタンプを押印する。

※同じ市町村内で複数の施設を利用した場合、スタンプ2つめは押さないでください。2つめは、異なる市町村の施設を利用した場合に押します。

・景品（クリアファイル）を利用者に渡した後、ガイドの「景品領収済」欄に市町村スタンプを押印し、利用者にガイドを返却する。

・「スタンプ2つめ」の欄に押印した人数をカウントします。

（スタンプ2つめ押印のイメージ）



※2つめのスタンプの市町村は、景品領収済欄にも押し、利用者へガイドを返却、景品も忘れずにお渡しください。

5 スタンプラリー参加者の集計及び報告方法

- ・ガイドの「スタンプ2つめ」欄に押印した施設において、その人数を集計します。
- ・月ごとに参加者数を集計し、翌月毎月5日までに各市町村の担当部署に報告してください。
- ※報告様式については昨年度と同様のものを引き続き使用してください。ただし、今回から新たにスタンプラリーの対象となった施設については所管する市町村の担当部署へ別途送付します。

6 留意事項

- ・市町村スタンプは、紛失等防止のため、事務室などで保管し、押印は施設係員が行うようにしてください。
- ・原則、イベントを除く、通常の施設利用者に押印してください。
- ・団体利用者は、代表者1名のみ押してください。
- ・図書館利用者は、本を借りた方のみスタンプ押印の対象とします（閲覧だけの方は対象外となります）。
- ・景品がなくなりそうな場合は、それぞれの市町村の担当部署へ御連絡ください。
- ・スタンプ台のインクが無くなりそうな場合は、申し訳ありませんが、施設の補充用黒インクで補充をお願いします。
- ・市町村スタンプ、スタンプ台、景品については昨年度のものを引き続き使用してください。

(参考)

< 9 市町村のスタンプ > 約 20mm×20mm。



7 問い合わせ先

	市町村名	担当部署名	電話
1	水戸市	市長公室 政策企画課 広域行政室	029-232-9106 (直通)
2	笠間市	市長公室 企画政策課 企画政策グループ	0296-77-1101 (内線 557)
3	ひたちなか市	企画部 企画調整課	029-273-0111 (内線 1314)
4	那珂市	企画部 政策企画課 政策企画グループ	029-298-1111 (内線 435・436)
5	小美玉市	市長公室 秘書政策課 政策推進係	0299-48-1111 (内線 1211)
6	茨城町	町長公室 地域政策課	029-215-8003 (内線 231)
7	大洗町	まちづくり推進課 地域振興係	029-267-5111 (内線 214)
8	城里町	まちづくり戦略課	029-288-3111 (内線 227)
9	東海村	企画総務部 企画経営課	029-282-1711 (内線 1337)